



小型除雪機等をお貸しします！

町ホームページ



町では、自主的に地域の除雪を行う皆さんへ小型除雪機と移動式融雪機の貸出しを行います。



貸出機械：ハンドガイド型小型除雪機（12馬力程度）、移動式小型融雪機

貸出対象：区会、除雪ボランティアを行う団体 ※個人への貸出しは行っていません

貸出期間：冬期間中、1回につき最長1週間

申込方法：余市町小型除雪機等貸出事業申込書を政策推進課まで提出してください。

※申込書は政策推進課窓口にて配付。町ホームページからもダウンロード可能

貸出費用：無償

※燃料代及びボランティア保険料は借受団体の負担

貸出条件：ボランティア保険に貸出日の前日までに加入していること

注意事項：町ホームページをご確認ください。

問合せ 政策推進課 広報統計係 ☎21-2117



国民年金保険料をお得に納めましょう

日本年金機構



○国民年金保険料の納付は口座振替がお得です

口座振替は、自動的に指定された口座から引き落としされるため、自分で保険料を直接納める手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。さらに、6カ月前納・1年前納・2年前納をする際、現金やクレジットカード納付よりも割引額が大きく、また、月々60円割引となる早割制度も用意されていますので、この機会に納付方法の見直しをされてみてはいかがでしょうか？

○前納制度を利用しましょう

(例) 保険料を毎月現金で納めた場合 (令和6年12月時点)

令和6年度分 保険料 1万6,980円×12か月=20万3,760円	令和7年度分 保険料 1万7,510円×12か月=21万120円
---------------------------------------	-------------------------------------



合計 41万3,880円

2年前納を利用すると・・・

〔口座振替ならさらに1万6,590円割引
現金・クレジットカードならさらに1万5,290円割引〕

※口座振替の利用には事前に届出が必要です。届出書は役場にあるほか、日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできます。

※前納期間によって、申込期限がありますので詳しくは問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましては次の連絡先まで問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026